

奈良市マンション実態調査及びマンション管理適正化推進計画策定業務委託に係るプロポーザル審査委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 奈良市マンション実態調査及びマンション管理適正化推進計画策定業務委託事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、奈良市マンション実態調査及びマンション管理適正化推進計画策定業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項・仕様書の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書・応募事業者が行う説明（プレゼンテーション）の審査
- (4) 実施事業者の選定に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、外部委員3名で組織する。

2 外部委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議の庶務は、住宅課において処理する。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

(報告)

第6条 委員長は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。